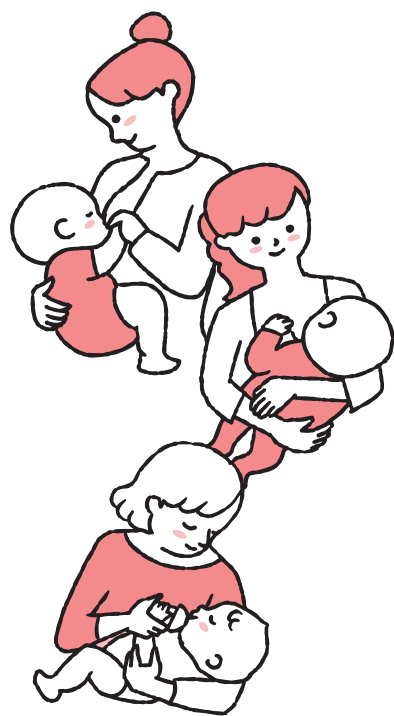




育児にお悩みの
お母さんへ

北中城村 産後ケア事業 のご案内



「産後の体調がすぐれない」「授乳がうまくいかない」「育児に関してアドバイスが欲しい」…など、特に支援が必要な産婦さんと赤ちゃんを対象に「産後ケア事業」を実施しています。お母さんと赤ちゃんへからだところのケアや育児サポートを行い、お母さんとそのご家族が少しでも安心して子育てが出来るよう支援し、利用にかかる費用の一部を北中城村が負担します。

対象

北中城村に住民登録がある、産後1年未満の
お母さんと赤ちゃんで、下記いずれかに該当する方

- 出産後の身体的な不調があり、休息が必要な方。
- 出産後の健康管理について継続的に保健指導や身体的ケアが必要な方。
- 赤ちゃんの哺乳がうまくいかない、乳房トラブル等、母乳育児に困難を感じている方。
- 産婦健診により、医療機関から事業利用をすすめられた方。
- 出産後、精神的な不調があり、身近に相談できる方がいない、または今後の育児に不安を感じている方。
- 育児について、継続的に保健指導(育児指導)を受けたい、または受けることをすすめられた方。

！ 医療行為の
必要な方は
利用できません

内容

- お母さんのケア
…疲労回復のための休息、心配ごとや不安などの相談
- 赤ちゃんのケア
…発育、発達確認、沐浴など
- 適切な授乳方法の指導
…授乳方法の助言など

※ご利用にあたっては、役場保健師による面談を行い、事業の必要性がある方を対象とします。

利用案内

各プランを組み合わせ、合計5回まで利用できます

組み合わせは
自由です♪



ご利用プラン	利用時間	昼食	実施施設（料金や対象月齢など）
宿泊型	午前 10:00～翌日午前 10:00	あり	利用施設ごとに 料金や対象月齢 が異なります。 詳細はコチラ▶ https://bit.ly/3mrju17 北中城村の HP に繋がります。 「5. 実施施設」からご確認ください。
日帰り（6時間）型	午前 10:00～午後 4:00	あり	
日帰り（3時間）型	午前 9:30～12:30 または午後 1:00～4:00	なし	
訪問型 助産師がご自宅へ伺います	午前 10:00～午後 5:00 上記時間のうち3時間／施設担当者と調整	なし	





ご利用の流れ

役場とのやりとり

① 役場へ申請書をご提出ください

申請時に役場保健師等との面談があります。※1

専用の申請書を北中城村役場 健康保険課 健康対策係に提出してください。※2

※1:代理で申請された場合はお電話にて状況を伺います ※2:転入された方は1月1日時点の居住地の課税証明書が必要になります

申請書は役場窓口
または担当職員に
お訪ねください。

② ご自宅に承認通知書（利用券）が届きます

役場 健康保険課にて審査を行い、利用が決定した方には
「北中城村産後ケア事業承認通知書（利用券）」をお送りします。

施設とのやりとり

③ 施設に予約の申込をする

ご自宅に「北中城村産後ケア事業承認通知書（利用券）」が届いたら、
ご希望の施設へ直接へ連絡し、利用の予約や持ち物の確認をしてください。

実施施設の連絡先は、オモテ面の QR コードからご確認ください。

⚠ 利用施設の変更を
希望する場合は必ず事前に
役場へご連絡ください。

④ 産後ケア利用当日は…

ご利用当日、施設に到着したら、
窓口で「北中城村産後ケア事業承認通知書（利用券）」を提示してください。

⑤ 施設の利用後にお支払い

産後ケア終了後は、施設の窓口でご利用したプランの料金をお支払いください。
料金は、オモテ面の QR コードからご確認ください。

注意事項

- 利用の変更、中止をする場合は、利用予定日の2日前の午後5時までに、利用する施設へ連絡をしてください。連絡がない場合や、前日または当日に利用の変更、中止をした場合には、キャンセル料が発生するとともに、サービスを1回利用したものとみなします。また、キャンセル料は、利用施設に直接お支払いください。
- 施設の状況によっては、希望どおりの利用ができない場合があります。
- 宿泊型・日帰り型は、お母さんと赤ちゃんと一緒にご利用ください。赤ちゃんだけのお預かりはできません。
- 宿泊型・日帰り型は、上のお子さんと一緒にご利用することはできません。
- 今後の子育て支援のために、産後ケア施設と役場 担当で、お母さんの産後ケア利用時の状況などについて情報共有・連携を行ってまいりますことをご了承ください。プライバシーの保護には十分留意します。



事業への質問やお問合せはコチラ

北中城村役場 子育て世代包括支援センター TEL: 098-935-2267

お気軽にお問合せ
ください♪